

教育研究審議会議事録		
開催日時 及び場所	令和7年3月21日(金) 午後2時00分から午後3時31分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:24名 欠席:2名	出席:今井議長、賀川委員、富沢委員、酒井敏委員、渡邊委員、 小林委員、長澤委員、花岡委員、酒井公夫委員、 石川委員、伊吹委員、剣持委員、六井委員、山下委員、 眞鍋委員、三浦委員、澤田委員、篁委員、林委員、 轟木委員、鈴木委員、影島委員、細川委員、藤森委員 欠席:竹下委員、仲井委員
1 審議事項 (1)令和7年度 教員人事委員会の委員候補者の指名 (2)教員活動評価(評価項目・評価単位・評価点)の見直し (3)短期大学部 社会福祉学科介護福祉専攻の改変 (4)研究公正規程整備(研究不正防止規程改正) (5)研究室における秘密情報管理規程整備 (6)2027年度 入学者選抜方法の変更(薬学部) (7)客員教授等の称号付与の推薦(薬学部11件) (8)客員教授の称号付与の推薦(食品栄養科学部3件) (9)客員教授の称号付与の推薦(薬学研究院2件) (10)客員教授の称号付与の推薦(食品栄養環境科学研究院1件) 2 その他事項 (1)令和7年度 大学運営会議及び教育研究審議会日程(案) (2)高等教育の修学支援新制度における多子世帯支援の拡充 (3)各学部科における研究データ管理・公開実施要領 (4)2024年度 科学研究費助成事業の採択結果 3 その他 (1)第4期中期計画(変更) (2)学外委員からの意見		

・前回議事録(案)の確認

令和7年2月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

1 審議事項

(1) 令和7年度 教員人事委員会の委員候補者の指名(説明者:今井議長)

教員人事委員会規則(以下、「規則」という。)第4条第2項から第4項までの規定により、令和7年度教員人事委員会委員候補者について、記載のとおり指名する。

規則第4条第2項の前段に基づく候補者は、新年度の各学部長、研究科長、研究院長、短期大学部部長及び同副部長とする。また、後段に基づく候補者の副学長1名は、賀川副学長とする。

審議事項(1)について提案のとおり承認された。

(2) 教員活動評価(評価項目・評価単位・評価点)の見直し(説明者:賀川委員)

教員活動評価制度は、平成23年度から導入し、「教育活動」、「研究活動」、「社会貢献等の活動」、「大学運営等への寄与」の4つの領域の、領域別評価を踏まえて総

合評価を行うものである。評価結果は、業績優秀者に対する学長表彰やサバティカル制度の利用教員の選定資料として活用する。

短期大学部において、3点の評価項目等を変更する。

1点目は、「教育活動領域（5）その他の特記事項」について、「歯科衛生学科登校日指導等」及び「実験・実習の準備・事後整理等」は、同学科の教員に限られ、当該教員の教育活動や領域の実績値が高くなる傾向があるため、不公平感をなくすべく、得点を5点から2点に変更する。

2点目は、「研究活動領域（1）研究発表」について、「原著論文（和文、査読あり）」及び「総説（和文）」は、他の学部等と比較して高い水準となっているため、水準を合わせるべく、「原著論文（和文、査読あり）」は50点から40点に変更し、「総説（和文）」は30点から20点に変更する。また、「総説（英文）」は、基準点を設定していないため、同様に他の学部等の水準に合わせ、40点として新設する。

3点目は、「研究活動領域（5）その他特記事項」について、4年制学部新設を目指す上で、科研費等の外部資金獲得の重要性が高まることが想定されるため、外部資金に係る研究代表者としての積極的な申請を促すべく、インセンティブを付与することとし、「文科省科研費申請（代表に限る）」5点及び「その他の研究費申請（代表に限る）」3点の2項目を新設する。

今回の見直しは、令和8年度に実施の令和7年度の実績評価から適用する。

審議事項（2）について提案のとおり承認された。

（3）短期大学部 社会福祉学科介護福祉専攻の改変（説明者：林委員）

令和5年度に受審した認証評価において、定員管理の徹底に関する是正勧告を受けたため、学部内で検討を重ね、社会福祉学科介護福祉専攻の改変を行うこととした。

現在の社会福祉学科介護福祉専攻は、定員未充足が続いており、令和6年度は入学定員50人に対して入学者が15人となり、定員充足率が3割まで低下している。

全国的にも介護分野は定員割れの状況が続いており、また、養成施設数（課程）も年々減っていることから、今後の入学者数回復は見込めない状況である。

改変内容は、社会福祉学科について、介護福祉専攻の入学定員を50人から15人に変更する。なお、同学科社会福祉専攻の定員は20人から変更せず、学科全体の入学定員は、70人から35人とする。

改変により介護福祉専攻の入学定員は35人減ることになるが、介護人材は維持する必要があるため、リカレント教育の推進として、「介護職員養成研修課程」の新設により、初任者研修（参入促進型）20人、実務者研修（キャリア支援型）15人を受け入れ、介護人材の確保に努めていく。また、外国人留学生受入れの促進として、5人程度を目標とする。

令和7年度から県と折衝し、令和9年4月から以上のとおり改変する。

審議事項（3）について提案のとおり承認された。

（4）研究公正規程整備（研究不正防止規程改正）（説明者：賀川委員）

近年は、国から研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）の重要性が強く叫ばれており、また、社会としてもこのような要望が強いということを受け、本学の社会的信頼を損なうことがないようにするべく、今後は適宜適切に対応を見直し、時流に即した対応をとることが重要になる。

令和7年2月の教育研究審議会において、本学における研究不正防止対策強化の

ための研究不正防止策について審議の上決定し、今回は、それらを踏まえた研究不正防止に係る規程の改正を行う。

(説明者：藤村教育研究推進部長)

従来の研究不正防止に係る規程を改め、啓発活動や研究データ管理を行う研究公正委員会を常設することを盛り込んだ「静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部における公正な研究活動の推進に関する規程」に改正する。

現行は、研究者の不正事案が発生した際に、研究不正調査委員会を立ち上げるなどの事後対応となっている。今年度は、産学官連携推進会議の下に時限的な組織として、研究データ管理専門部会を設け、研究データポリシーの策定等を行ったが、今後は、研究データの管理やマネジメントを適切に行う組織体制が必要になるため、従来の研究不正防止や調査という規定に加え、研究公正推進のための研究公正委員会を常設組織とし、研究公正への啓発活動、情報収集及び周知を行うとともに、研究データ管理、ポリシー改正、APC 支援等の検討を同組織で行うよう改正する。

令和7年2月20日の教育研究審議会において規程改正のたたき台を提示し、各学部・研究科(院)長から意見聴取を行い、それらの意見を踏まえ規程案を策定した。

<意見>

- ・実際に研究不正が行われた場合の対応や処分に関する問題について、研究不正を行った者が異動した後に研究不正が行われたことが発覚した場合は、その処分をする主体は、研究不正の行われた勤務先なのか、異動先なのかということについて、規程に盛り込まなくて良いか。(委員)

<回答>

- ・過去の規程等による例では、本学に所属している教員が本学勤務前の他の研究機関において、疑義行為がある場合には、現在所属する機関で調査を行うということで対応しているため、同様の対応とする。一方で、退職して他の研究機関に属さない場合については、最終的に所属していた機関が調査し、不正が判明した場合には、当該機関での処分を行うということになる。(説明者)

<意見>

- ・実際に不正が行われた場所が前所属機関であった場合は、当該機関に対する調査が当然入るという理解で良いか。(委員)

<回答>

- ・認識いただいているとおりである。
例えば、本学に所属する教員が本学への勤務前に研究不正を行ったことについて、当該不正に関する告発があった場合には、本学に告発があることになる。その場合は、前所属機関に協力を依頼し、本学が調査を行うという手続きになることが想定される。(説明者)

審議事項(4)について提案のとおり承認された。

(5) 研究室における秘密情報管理規程整備(説明者：藤村教育研究推進部長)

大学共同利用機関等の教育研究機関と企業との産学連携活動の結果、共同研究等を通じ、企業から秘密として保持すべき情報(以下、「秘密情報」という。)が大学に持ち込まれる可能性が増大しているため、大学においてはこれらの秘密情報を適切に管理するという必要がある。

従来も秘密情報の漏えいのないよう、企業との契約に基づき管理の徹底を行ってきたが、大学では明確な規程等がない状況であるため、研究インテグリティの確保等を鑑み、本学における秘密情報の管理方法等を規定することで、相手企業から取

得した秘密情報を守るための体制整備を図る。

令和7年1月30日の教育研究審議会において、本件規程のたたき台を示し、各学部・研究科（院）長から意見聴取した。意見聴取の結果、内容に関する特段の意見はなかったため、たたき台をベースに規程案を策定した。

規程施行日は、令和7年4月1日とする。

なお、その他に記載のとおり、他大学の例にもあるが、研究室単位にとどまらず、全学的な秘密情報の管理の必要性等は当然徹底すべきものであり、職員も含めた全学的な内容については、来年度以降に議論の上、明文化を検討する。

<意見>

- ・規程に関する意見ではないが、学部からの意見として、最近では規程に関連した提出書類が増えており、オンラインで提出できる形にする方が、事務局側も教員側も効率的になるかと思うため、検討していただければと思う。（委員）

<回答>

- ・本件のような研究関連に限らず、紙ベースでの提出というものが多く存在するため、全学的に電子申請を進めることについて検討を進めるが、今回の規程に関するものについては、紙ベースでの提出としたので、御理解と御協力をお願いする。

（説明者）

審議事項（5）について提案のとおり承認された。

（6）2027年度 入学者選抜方法の変更（薬学部）（説明者：石川委員）

2027年度の薬学部における入学者選抜方法を以下のとおり変更する。

改正の概要及び理由は、大学入学共通テストを免除する学校推薦型選抜及び大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜の出願要件について、現在は薬科学科及び薬学科で被推薦者の人数に大きな偏りが生じており、「2学科で計4人以内」という現在の条件が1つの要因であると考えたため、偏りを減らすための1つの方策として、推薦できる人数に係る「2学科で計4人以内」の要件を削除し、合計人数を6人に増員する。

変更内容は、大学入学共通テストを免除する学校推薦型選抜及び大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜における「推薦できる人数」について、薬科学科、薬学科を完全に分離し、それぞれ3人とし、計6人という内容に変更する。

教育研究審議会での承認後、ホームページ掲載案のとおり公表する。

審議事項（6）について提案のとおり承認された。

（7）客員教授等の称号付与の推薦（薬学部11件）（説明者：石川委員）

薬学部における客員教授等の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（7）について提案のとおり承認された。

（8）客員教授の称号付与の推薦（食品栄養科学部3件）（説明者：伊吹委員）

食品栄養科学部における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（8）について提案のとおり承認された。

(9) 客員教授の称号付与の推薦（薬学研究院 2 件）（説明者：眞鍋委員）

薬学研究院における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（9）について提案のとおり承認された。

(10) 客員教授の称号付与の推薦（食品栄養環境科学研究院 1 件）（説明者：三浦委員）

食品栄養環境科学研究院における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（10）について提案のとおり承認された。

2 報告事項

(1) 令和 7 年度 部局長等名簿（説明者：今井議長）

令和 7 年度部局長等は表に記載のとおり。各自確認をお願いする。

(2) 高等教育の修学支援新制度における多子世帯支援の拡充（説明者：細川委員）

多子世帯とは、扶養する子供の人数が 3 人以上の世帯を指しており、そのような世帯への支援拡充について報告する。

改正概要は、令和 2 年度から実施されている高等教育の修学支援新制度について、令和 7 年度から多子世帯の学生について、入学料及び授業料を無償とする措置が講じられることになった。

今回新たに支援対象となる学生の要件は、従来の世帯年収約 380 万円から 600 万円程度とされていた所得制限が撤廃されることに伴う、世帯年収 600 万円以上の学生である。

以上に伴い、支援継続に係る学業要件の適正化も変更となり、警告（支援継続）の要件が修得単位数 6 割以下から 7 割以下に引き上げられ、廃止（支援打ち切り）の要件についても修得単位数 5 割以下から 6 割以下に引き上げ、より厳格化するというものである。

本来は、規定化することが望ましいが、現時点で文科省からの例示が出ていないため、例示が示され次第、規程の改正を行う。その際は、改めて教育研究審議会において審議する。

<意見>

- ・本学における規程は、何の規程が該当するか。（議長）

<回答>

- ・大学等における修学の支援に関する法律に基づく静岡県公立大学法人の学資支給及び授業料等の減免等に関する事務処理規程である。（説明者）

<意見>

- ・今年度の学生に対しても適用されるか。（議長）

<回答>

- ・規程に関しては、令和 7 年 4 月 1 日に遡って施行する。また、学生の対象要件等についても来年度からの適用になる。（説明者）

(3) 各学部科における研究データ管理・公開実施要領（説明者：藤村教育研究推進部長）

全学的な研究データ管理ポリシーを今年度制定したが、部局ごとに異なる特色を

持つ研究データがあるため、詳細の取扱いについては、1月の教育研究審議会において、各学部科における研究データ管理実施要領の雛形をお示しし、定めていただくよう依頼した。

この度、各学部科における要領を作成していただいたため、特に部局の特色に合わせて規定した部分などについて報告をお願いする。

(説明者：石川委員)

薬学部・薬学研究院は、雛形から大きく変更しておらず、適用範囲の部分について当該学部及び研究院の内容に変更した。

(説明者：伊吹委員)

食品栄養科学部・食品栄養環境科学研究院は、人を対象とする研究を行っているため、それらを実施する場合は、本実施要領に加え、関連する本学他部局及び他大学の実施要領も参照、遵守することを規定した。

また、研究データの適用範囲について、本学の研究範囲の代表的な例示として、①実験データ、②シミュレーションデータ、③ヒト対象データ、④フィールドデータの具体的なものを例示した。人に関する適用範囲は、研究者に加えて学生等についても規定し、学生等として、正規の大学院生及び学部学生並びに研究生などの非正規生を指すということについて明示した。

その他、研究者が本学から離籍、退職した場合、新しい所属などを明らかにし、部局長と連絡を取れる状態にすることを明記や、学生等が収集・生成した研究データの帰属について、学生等が本学部・大学院の附属施設整備などを利用して収集した研究データの管理権限は、指導した教員が有することを規定した。

(説明者：澤田委員)

国際関係学部・国際関係学研究科は、人文社会科学系の研究の特色とその慣習に基づき、実施要領を定めた。

研究データは、人文社会科学系において質的データ、量的データで二分化させる記載が適切とし、その中でも参与観察で得られる質的データについて、特に配慮を要する研究活動であるということを明確にするとともに、部局における研究データの管理に際しても、遵法意識の下に実践していただくことが人文社会科学系では重要ということで、知的財産権に関して記載した。また、研究データの管理においても、関係諸法令及び諸外国の規則との整合性も重要であることについて、改めて部局レベルでも特記した。

人を対象とする生命科学医学系研究における留意事項は、当該研究を行う本学部・研究科の教員がいる場合には、記載の留意事項に従うことという記載にとどめる。

研究データの公開・非公開に際しては、法的・倫理的な観点から例示した。

(説明者：六井委員)

経営情報学部・経営情報イノベーション研究科は、研究データの適用範囲を大きく変更した。

本学部・研究科は、4つの分野が融合した形になっており、様々なデータが混在しているため、主なデータの種類として①観測データ、②実験データ、③シミュレーションデータ、④フィールドノートをベースにしている。

観測データは、主に収集データ及びデータベース。実験データは、実験によって生成されたデータ。シミュレーションデータは、本部局ではプログラミングを行うため、プログラミングデータを含める。フィールドノートは、フィールドワークで得られた情報やアンケート調査等の結果に基づき、適用範囲を決定した。

(説明者：山下委員)

看護学部・看護学研究科は、組織改変の際に、研究データを継承する研究者がいないと研究データ管理責任者が判断した場合、研究データが亡失しないよう、研究

科長の責任という旨を明記した。また、研究データ管理責任者は、当部局では、各専門領域があるため各領域の長である教授とすることとし、不在領域の場合は准教授とした。

看護学部及び看護学研究科における研究データの種類の種類は、人を対象とする研究が多いため、面接調査、質問紙調査、観察データ、実験データ等のデータを記載する。

研究者の範囲は、看護学部においても学生等として学部学生を含める形とした。

研究データ保存期間は、基本的に資料等を10年としているが、実験等の試料は5年間とした。

研究データの公開は、人を対象とした研究の場合、サンプルサイズが少ない場合があるため、特定の小規模な調査対象者からサンプリングしたものに関する個人データは、個人が特定される可能性があるため、非公開とするなどの明記をした。

(説明者：林委員)

短期大学部は、分野も様々であり、各学科の代表が存在することから、各学科の運営委員会における運営機関が責任を持つということに変更した。

研究データの適用範囲は、①調査データ、②試験データ、③臨床データという形に変更する。

研究者の適用範囲は、「学生等」について、本学部では研究活動を行う学生はいないため、「学生等」の部分は、「正規の大学院生以上もしくは研究生をいう」内容に変更した。

<意見>

・他の部局についても参考になると思うので、随時検討をいただき、適正な管理を進めていただければと思う。(議長)

(4) 2024年度 科学研究費助成事業の採択結果(説明者：藤村教育研究推進部長)

2024年度の本学における科学研究費助成事業の採択件数は164件であり、昨年度から2件増加した。また、採択金額は間接経費を含め、4億5,000万円余であり、昨年度からは6,860万円余の増加となった。

本学の新規採択件数について、新規採択率は33.8%で、研究者が所属する研究機関別のうち、応募件数が50件以上の機関が295機関あるが、その中で上位41番目、公立大学37大学の中では上位3番目という結果であった。所属機関の研究者数を考慮した場合における採択金額では、本学は公立大学の中で上位3番目。採択件数では、同8番目であった。

本学は、中区分47「薬学およびその関連分野」において、上位10機関に6年連続でランクインをしていることに加え、若手研究の採択率についても42%と高い水準を維持している。

3 その他

(1) 第4期中期計画(変更)(説明者：大島経営戦略部長)

3月の大学運営会議では、2月末に県の認可申請を提出した後、県庁内から法人経営に関する意見があり、それに対応するため、計画を一部修正したことを報告した。その後も県との調整により、目標値の見直し、表現の統一などの修正を行っているため、県との調整結果を反映させた最終的な修正案を令和7年3月25日の経営審議会及び役員会で審議し、議決を得ることとする。

教育研究審議会の委員の皆さまには、3月25日の同会議で承認が得られた後、県への提出前にメールにより報告する。

(2) 学外委員からの意見

① 酒井公夫委員

科学研究費の獲得状況について、ベストテン入りの項目が3項目もあることについて、非常に嬉しく思う。

別の話題になるが、最近全国各地でスポーツ関係のスタジアム、アリーナが話題になっている一方、場所によっては行政トラブルに繋がっている地域があるため、その代表的な2つの施設について比較し、それらの内容について報告する。

近年は、スポーツビジネスをもっと評価しよう、稼げるスポーツにしようという動きが非常に大きくなっている。各行政もスポーツを使った地域活性化を図りたいという、非常に大きい狙いを持っている。また、スポーツをより魅力的なものにするため、例えばサッカー（Jリーグ）、バスケットボールなどは、カテゴリーごとに施設のレベルアップを図っている。サッカースタジアムを見た場合、可能な限り陸上トラックがないこと、観客動員数収容人数何人以上、夜間照明が何ルクス以上等の非常に高い要求が求められており、スポーツのレベルアップとともにスポーツビジネスとして、より強いものにしていこうという動きや背景がある。

その中での成功例として、1つ目は、北海道の「エスコンフィールド HOKKAIDO」である。

本施設は、北広島市に新しくできた施設であり、プロ野球の北海道日本ハムファイターズのホーム球場である。以前は、札幌市の札幌ドームをホーム球場としていたが、札幌市の所有物であり、使い勝手が悪いということがあったため、自ら球場を作ろうという計画の下、北広島市に創設され、同球団が所有することになった。

同球場は、ネーミングライツで命名権を売って運営しており、ボールパークと呼ばれるように、野球に限らず周辺で子供が遊べる施設、大きなフードコートを設けることで、試合のない平日でも約8,000人の入場者を得ている。試合のない平日にはスタジアム見学ツアーが開催されるなど、非常に人気のある施設となっている。また、球場に近接したホテルの部屋からは野球観戦が可能であり、その他稼ぐ仕組みとしては、入口にコカ・コーラゲートを作り、ある条件を満たすとコカ・コーラ商品が飲み放題とするなどの様々な工夫がされている。これらの動きに対応し、JR北海道と北広島市では、近くに駅を新設するという話で進んでいる。

2つ目は、長崎県の「長崎スタジアムシティ」である。

同スタジアムは、J2リーグ V・ファーレン長崎（ヴィ・ファーレンながさき）のホームスタジアムであり、コンベンション施設、フードコート、ホテルと隣接したサッカースタジアムである。同施設は、通販のジャパネット高田が高額出資して地元で作った施設であり、隣接するホテルのバルコニーからもスタジアムで観戦している感覚で見ることができるという魅力的な施設である。

同施設を訪問した際、長崎の駅前にこのような広大な土地が存在したということについて、大変興味深く感じた。この土地は、三菱造船株式会社 長崎工場の跡地であり、ジャパネット高田が土地を買い取って同施設を作ったということである。また、地元の方には、「駅前によくこのような大施設を作りましたね。色々な利害関係もあり、反対する方もいらっしやったのではないですか。」と伺ったところ、「長崎はポルトガルが港に入港してから開発された町ですし、ましてや出島フォーラムや長崎の駅前は、以前は海であったところを埋め立てた場所で、要は過去のしがらみがないんですよ。だからその場所に新しいものができるということは、今住んでいる人やこれから住む人にとって、良いものであれば、それでOKです。」という、非常に割り切った回答があり、長崎は非常に開発しやすい雰囲気があるのだと感心した。反対に、静岡は若干しがらみがあるなと思ったところではあるが、振り返ると、静岡も東静岡にアリーナ構想が上がっているが、新しいPFI（プライベート・ファイ

ナンス・イニシアティブ) 方式を使い、新聞報道で確認している限りでは、行政負担が 300 億円以上にならない仕組みを作り、運営していくということである。本件の構想は、JR 東静岡駅と国道一号線を跨いで静岡鉄道長沼駅を繋ぐというものである。長沼駅の隣にはバンダイの工場があり、別名ガンダムの工場とも言われているが、現在大きな工場を建設中であり、今年の秋ごろに見せる工場としてオープンするため、全国から人が集まる可能性があり、楽しみにしている。バンダイの工場からペDESTリアンデッキにより JR 東静岡駅まで繋ぐというまちづくりに関連するアリーナであるため、行政も力が入っている。弊社としても良いものにしていくため、どのような形で関わっていくかを検討するプロジェクトチームを今年の 4 月 1 日付けで作ることになっており、努力していきたいと思う。

<意見>

・東静岡は、本学にとっての図書館移転と密接に関係するため、良いまちづくりができるということは、本学にとっても非常に良いことだと思った。(議長)

② 花岡委員

2 期 4 年間、前学長の尾池先生から今井学長にわたり、貴学の教育研究審議会学外委員を務めさせていただいた。

本日も多くの審議が行われ、教育面、研究面双方で着実に管理の上遂行されているものと感心していた。

また、酒井公夫学外委員からも話があったが、科研費の採択率が今年度も非常に良い成績であったということで、以前からも良い成績を収めていたが、公立大学の中でも非常に高いレベルの教育及び研究をしていると感心していた。

今後も貴学の益々の発展を期待するとともに、未来に向けて更なる発展をしていくことを心から願っている。ありがとうございました。

<意見>

・大変お世話になり、ありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくご指導いただければ幸いです。(議長)

担当：経営財務室 市野 雄基